主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人松井昌次の上告理由第一点について。

有限会社の社員総会における議長の選任につき、定款にこれに関する定めのない 場合には、出席社員の互選によつて議長が選任される旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は、採用することができない。

同第二点について。

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決(その引用する第一審判決を含む。) 挙示の証拠に照らして是認するに足り、その判断が所論引用の判例の趣旨に反する ものとは認められない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	i	坎		本	吉	膀
裁判官	•	関		根	小	郷
裁判官		天		野	武	_
裁判官	·	江	里	П	清	雄
裁判官	,	高		辻	正	己